

議案第18号

朝来市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月29日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和6年4月1日から施行され、引用する条文が繰り下げられることに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

朝来市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年朝来市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号資料

朝来市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。